

平成23年度市職員採用候補者試験

採用職種/採用予定人数	受験資格(下記のほかに法律などにより一定の要件があります)
一般事務職(上級) /若干名	昭和57年4月2日以降に生まれ、大学(短期大学を除く)卒の人(平成24年3月卒業見込みの人を含む)
一般事務職(中級) /若干名	昭和57年4月2日以降に生まれ、短期大学または高等専門学校卒の人(平成24年3月卒業見込みの人を含む)
一般事務職(初級) /若干名	昭和57年4月2日以降に生まれ、高校卒または同等の資格を有する人(平成24年3月卒業見込み又は資格取得見込みの人を含む)
土木技術職(上級) /若干名	昭和57年4月2日以降に生まれ、土木技術の専門課程を履修した人で大学(短期大学を除く)卒の人(平成24年3月卒業見込みの人を含む)
土木技術職(中級) /若干名	昭和57年4月2日以降に生まれ、土木技術の専門課程を履修した人で短期大学又は高等専門学校卒の人(平成24年3月卒業見込みの人を含む)
電気技術職(上級) /若干名	昭和57年4月2日以降に生まれ、電気技術の専門課程を履修した人で大学(短期大学を除く)卒の人(平成24年3月卒業見込みの人を含む)
電気技術職(中級) /若干名	昭和57年4月2日以降に生まれ、電気技術の専門課程を履修した人で短期大学又は高等専門学校卒の人(平成24年3月卒業見込みの人を含む)
保健師/3人	昭和47年4月2日以降に生まれ、保健師免許を有する人(平成24年3月31日までに免許取得見込みの人を含む)
消防職	昭和61年4月2日以降に生まれ、高校卒または同等の資格以上の学歴を有する人(平成24年3月卒業見込みの人を含む)
消防職(救急救命士)	3人 ①昭和60年4月2日以降に生まれ、高校卒または同等の資格以上の学歴を有する人(平成24年3月卒業見込みの人を含む) ②救急救命士免許を取得している人

試験日/場所 <第1次試験>9月18日 市役所(鴻之台1)
<第2次試験>10月22日 30日日のうちいずれか指定する日/市役所
※第1次試験合格者が対象

採用日 平成24年4月1日
申込 受験申込書[市役所2階人事研修室(〒518-0492 鴻之台1-1)で配布]、
その他必要書類を8月19日までに問い合わせ先へ提出

☎ 職員試験委員会事務局(人事研修室内) ☎ 63-7315

◎いずれも受験申込書は市ホームページから出力可。郵送での申込は、必ず特定記録郵便(消印有効)で。詳しくは、市ホームページをご覧くださいか、問い合わせ先へ

採用職種/採用予定人数	受験資格(下記のほかに法律などにより一定の要件があります)
看護師①/若干名 看護師②/10人 看護師③/若干名	①昭和41年4月2日以降に生まれ、看護師免許を有し、交替勤務が可能で平成23年10月1日から出勤できる人 ②平成24年3月に、看護専門学校、看護短期大学、看護大学を卒業することが見込まれ、平成24年3月31日までに看護師免許を取得予定の人で交替勤務が可能で平成24年4月2日以降に生まれ看護師免許を有する人、交替勤務が可能で平成24年4月2日以降に生まれ、看護短期大学、看護大学を卒業することが見込まれ、平成24年3月31日までに看護師免許を取得予定の人で交替勤務が可能で平成24年4月2日以降に生まれ、看護短期大学(3年課程)、看護大学卒業後、5年以上の勤務経験がある看護師で看護教員養成講習会を修了した人(平成24年3月31日までに看護教員養成講習会を修了見込みの人を含む) ③昭和41年4月2日以降に生まれ、看護短期大学(3年課程)、看護大学卒業後、5年以上の勤務経験がある看護師(採用後看護教員養成講習会を受講できる人)
看護教員/1人	①②に該当する人 ①昭和36年4月2日以降に生まれ、看護学校・看護短期大学(3年課程)、看護大学卒業後、5年以上の勤務経験がある看護教員養成講習会を修了した人(平成24年3月31日までに看護教員養成講習会を修了見込みの人を含む) ②昭和51年4月2日以降に生まれ、看護短期大学(3年課程)、看護大学卒業後、5年以上の勤務経験がある看護教員養成講習会を受講できる人

試験日/場所 8月27日 市立病院(百合が丘西1)
採用日 平成24年4月1日 ※看護師①は平成23年10月1日
申込 受験申込書[市立病院事務局経営総務室(〒518-0481 百合が丘西1-178)で配布]、その他必要書類を8月12日までに問い合わせ先へ提出

☎ 職員選考委員会事務局(市立病院経営総務室内) ☎ 61-1100



8月の献血の日
日時 8月10日 午後2時~4時
場所 リバーナ(元町/イオン名張店)

児童扶養手当・特別児童扶養手当 支給には現況届の提出が必要です

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受給している人が、引き続き受給するには、現況届の提出が必要です。該当者には7月下旬から8月初旬に通知します。

■児童扶養手当 支給月4・8・12月

対象 父母の離婚などで、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人)の監護(精神面も含め、日常生活で子どもの監督・保護を行っていること)をしている母、または児童を監護し、生計を同じくする父または児童を養育している人 ※児童の身体や精神に中程度以上の障害を有する場合は、20歳未満まで手当を受けられます。

支給額(所得に応じて変動)

▼児童1人の場合 全部支給…月額41,550円
一部支給…月額9,810円~41,540円
○平成23年4月から手当月額が減額され、8月振込分から上記の額になります。

▼児童2人以上の場合

2人の場合は、5,000円の加算。3人以上はさらに3,000円ずつ加算

※いずれの場合も、所得が一定額以上の場合は手当は支給されません。また、手当の支給開始月の初日から起算して5年または手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき、2分の1に減額されます(該当者には事前に通知します)。

■特別児童扶養手当 支給月4・8・11月

対象 身体や精神に障害のある20歳未満の児童を養育している人 ※所得制限や児童が福祉施設に入所中などの理由で手当を受けられない場合があります。

支給額(児童1人あたり)

▼障害の程度が1級 月額50,550円
▼障害の程度が2級 月額33,670円
※平成23年4月から手当月額が減額され、8月振込分から上記の額になります。

☎ 子育て支援室 ☎ 63-7594

母子家庭の母親を対象とした 就労相談・就業支援

母子自立支援員が個々の生活や子育てなどの状況に応じて、就労相談やハローワークと連携してきめ細やかな就業支援を行っています。

就職に有利な資格取得に対する支援もあります。

■自立支援教育訓練給付金

厚生労働省が指定する講座(ホームヘルパー・医療事務など)を受講した場合には、受講終了後に費用の一部を支給します。

■高等技能訓練促進費

看護師や介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の資格習得のために養成機関で2年以上修業する場合は、その期間、一定の額を支給します。※所得制限などもありますので、事前に子育て支援室にお問い合わせください。

☎ 子育て支援室 ☎ 63-7594



「この子、何を伝えたいんだろう?」 ベビーサイン体験会の参加者を募集

日時 8月25日 9月1日 9月22日 10月6日 10月27日 11月2日 午前10時30分~正午

場所 武道交流館いきいき(蔵持町里)

対象 生後6ヶ月~1歳半までの赤ちゃんと保護者

定員 20組 ※先着順

参加費 12,000円(6回)

※別途教材費4,500円必要

講師 森井美紀さん(ベビーサイン/マタニティーベビーサイン認定講師)

申込 7月26日 以降に、参加費・教材費を添えて武道交流館いきいきへ

☎ 武道交流館いきいき ☎ 62-4141



創業などをお考えの女性を対象に 「女性創業塾」受講生を募集

日時 8月27日、9月3日、10日 ※すべて土曜日。午前9時30分~午後4時30分

場所 ゆめテクノ伊賀(伊賀市ゆめが丘1)

内容 創業に向けての基礎知識の習得とビジネスプランの作成

定員 20人 ※先着順 受講料 5,000円

申込期限 8月17日 迄

◎申込方法など詳しくは問い合わせ先へ

☎ 伊賀市商工会 ☎ 45-2210